

答
答
案
案
用
用
紙
紙

未分割財産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

未分割財産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額
(5) 未分割立木の評価減額の計算		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

（設問 1）

（単位：円）

(1) 類似業種比準価額

(2) 純資産価額

(3) 評価額

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

（単位：円）

(1) 評価方式の判定

(2) 評 価

(設問 1)

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(設問 3)

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

I 延納期間及び利子税の割合の異なるごとの相続税額

(単位：円)

延納期間	利子税の割合	計 算 過 程	延 納 税 額
年	%		

II 分納税額及び利子税の額の合計額の計算

	計 算 過 程	金 額
1 回 目		
2 回 目		

I 延納期間及び利子税の割合の異なるごとの相続税額

(単位：円)

延納期間	利子税の割合	計 算 過 程	延 納 税 額
年	%		

II 分納税額及び利子税の額の合計額の計算

	計 算 過 程	金 額
1 回 目		
2 回 目		

I 相続人の相続税の課税価格及び相続税の総額等の計算

(単位:円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)			
相続税の総額 (課税時期の時価による課税 価格を基に計算した金額)	①		
農業投資価格により計算した相続 税の課税価格			
あん分割合			
相続税の総額 (農業投資価格により計算した相続 税の課税価格を基に計算した金額)	②		
相続税の総額の差額	(①-②)		

II 納付すべき相続税額及び納税猶予税額の計算

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
① 算出税額 (Iの②の金額を基に計算した金額)			
② 納税猶予の基となる相続税額			
納付すべき相続税額 (①+②) (100円未満切捨)			
納税猶予税額 (100円未満切捨)			

1 相続人の納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区 分	相続人	子 A	子 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)				
相続税の総額④ (課税時期の時価による課税価格 を基に計算した金額)	(計算過程)			
農業投資価格により計算した相続 税の課税価格				
あん分割合				
相続税の総額⑤ (農業投資価格により計算した相続 税の課税価格を基に計算した金額)	(計算過程)			
相続税の総額の差額 (④－⑤)				
① 算出税額 (⑤の金額を基に計算した金額)				
② 納税猶予の基となる相続税額				
③ 小 計 (①＋②) (100円未満切捨て)				
④ 納税猶予税額 (100円未満切捨て)				
申告期限までに納付すべき相続税額 (③－④)				

2 継続届出書の提出期限

--

3 免除事由

①	
②	

(設問 3)

(単位：円)

区 分		相続人等	配偶者乙	二 男 D	計	
通常 の 計 算	相続税の課税価格					
	相続税の総額	(計算過程)				
	あん分割合					
	相続税額 (1)					
納 税 猶 予 額 の 計 算	特定 価 額 ④ を 基 に 計 算	課 税 価 格	配偶者乙	二 男 D	計	
		特定価額 ④	(計算過程)			
	相続税の総額	(計算過程)				
	あん分割合					
	相続税額 (2)					
	④ の 20 % を 基 に 計 算	④×20%の価額を基とする課税価格	配偶者乙	二 男 D	計	
		相続税の総額	(計算過程)			
		あん分割合				
		相続税額 (3)				
	納税猶予税額(100円未満切捨) (2)-(3)=(4)					
申告期限までに納付すべき 相続税額(100円未満切捨) (1)-(4)						

7 相続税の課税価格に加算する贈与財産価額 (単位：円)						
贈与年分	受贈者	計 算 過 程				加算される 贈与財産価額
8 各人の課税価格の計算 (単位：円)						
相続人等 区 分						計
遺贈による取得財産						
相続による取得財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税適用財産						
債 務						
葬 式 費 用						
生前贈与加算						
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)						

II 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	課 税 遺 産 額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合 計	人 1		(100円未満切捨て) 円

III 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

1 各人別の相続税額の計算							(単位：円)
区分	相続人等						計
算出税額							
加算又は減算	相続税額の加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)						
納付税額 (100円未満切捨て)							
2 税額控除等の計算							(単位：円)
控除等の項目	対象者	計算過程				金額	
相続税額の加算							
贈与税額控除 (暦年課税分)							
配偶者の税額軽減							
未成年者控除							
贈与税額控除 (相続時精算課税分)							

5. 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産価額				(単位：円)			
贈与年分	受贈者	計 算 過 程			金 額		
6. 債務控除額の計算				(単位：円)			
債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程			金 額		
債 務							
葬 式 費 用							
7. 相続税の課税価格に加算する贈与財産価額				(単位：円)			
贈与年分	受贈者	計 算 過 程			加 算 額		
8. 各人の相続税の課税価格の計算				(単位：円)			
項 目	相続人等						計
遺贈による取得財産							
未分割財産							
みなし財産							
相続時精算課税の適用を受ける財産							
債務控除							
生前贈与加算額							
課税価格 (1,000 円未満切捨)							

I 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅 地 G			
家 屋 H			
宅 地 I			
宅 地 J			
構 築 物			
宅 地 K			

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。）の価額の計算(続き)

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
L 社 株 式			

